

子ども・子育て支援新制度がはじまりました！

平成27年4月スタート！

一人ひとりの子どもが健やかに成長していくために。
一人ひとりの子どもが笑顔で成長していくために。
全ての家庭が安心して子育てができるために。
「子ども・子育て支援新制度」が、スタートしました。



子ども・子育て新制度ってなに？

少子化の進行や核家族化による子育ての孤立感、待機児童など子育てをめぐる課題はさまざま。そういった課題に対応するための新制度です！

下関市はこんな取り組みを進めています

- 保育園と幼稚園の両方の機能を持つ「認定こども園」の普及を図ります
- 保育の場を増やし、待機児童が出ないようにします
- 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます
- 子どもが減ってきている地域の子育てをしっかりと支援します

利用できる施設

小規模保育等

0歳～2歳

家庭的保育
小規模保育
事業所内保育
居宅訪問型保育

認定こども園

0歳～5歳

幼稚園と保育園の
機能、特徴を併せ
持ち、地域の子育
て支援も行う

保育園

0歳～5歳

就労などにより、
家庭で保育できな
い保護者に代わっ
て保育を行う

幼稚園

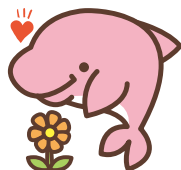
3歳～5歳

小学校以降の学習
の基礎を培うため
の幼児期の教育を
行う

平成27年4月時点では
下関市には、まだありません。

全て新制度へ移行

公立…全て新制度へ移行
私立…各幼稚園の判断による



認定区分

新制度のスタートに伴い、幼稚園・保育園や認定こども園などを利用する際の手続きが変わります。利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定区分は3種類あります！

1号認定	2号認定	3号認定
3歳～5歳	3歳～5歳	0歳～2歳
利用できる時間		
1日4時間を標準として園則などにより各施設で定める教育課程に係る時間	就労が120時間／月以上 →1日最大11時間の中で必要となる保育時間(保育標準時間) 就労が52時間／月以上120時間／月未満 →1日最大8時間の中で必要となる保育時間(保育短時間)	
利用できるのは		
幼稚園 認定こども園	保育園 認定こども園	保育園 小規模保育等 認定こども園
保育料(新制度の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用者負担)		
<p>支給認定を受けた子どもにかかる保育料は、利用する施設にかかわらず市が定めた基準により算定される保育料額となります。(保育料額は4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌3月までは当該年度の市民税額をもとに決定します。)</p> <p>また、保護者の経済的負担を軽くするため、3人目以降の子どもや、一定の条件の下での2人目の子どもに対する保育料の軽減を行っています。</p> <p>なお、新制度に移行しない従来型の幼稚園の保育料は、各園が定める額となります。(支給認定を受ける必要はありません。)</p>		



1 赤ちゃん誕生！

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者と相談機関

早わかりチャート

保護者がこの中にあてはまるものがありますか？

- 就労(52時間/月以上)
- 就学(職業訓練校などでの職業訓練含む)
- 出産前後(出産月とその前後2ヵ月)
- 同居・長期入院などしている親族の介護・看護
- 保護者の疾病、障害
- 虐待やDVのおそれがあること
- 災害復旧
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 求職活動(起業準備含む)
- その他、上記に類する場合として市が認める場合

はい

いいえ

子供の年齢は？

子供の年齢は？

0歳～2歳

3歳～5歳

3歳～5歳

0歳～5歳

3号認定

2号認定

1号認定

利用できるのは

保育園

認定こども園

小規模保育等

利用できるのは

保育園

認定こども園

利用できるのは

幼稚園

認定こども園

- 子育て支援センター(P90)
- ※ 主に3歳未満の児童及び保護者が対象です
- 一時預かり事業(P84)が利用できます。

新規の園の利用の流れ

新規の園の利用の流れ

①原則、各施設で利用希望施設の申し込み(「支給認定申請書」の提出)をします。利用する施設の第1～第3希望まで書いてください。※就労等を証明する書類を添付して下さい。

②市から認定証が交付されます。

③申請者の希望、保育園などの空き状況などによって、市が利用調整をします。
※市が保育の必要を考慮してつけた優先度が高い順に、希望する施設の利用を決定していきます。

④利用先の決定後、契約となります。

①申込書・認定申請書の提出など、手続きは各施設でします。※締め切り日は各施設によって異なります。

②市から「支給認定証」が交付された後、施設と契約します。

※新制度に移行しない幼稚園の利用手続きは従来通りですので、各園にお問合せください。

